

## 男女共同参画週間もりおか展 2023

# 講演会 若い世代を政治の場へ

## ～ジェンダー平等実現を目指す FIFTYS PROJECT の取り組み～

無料

講師：能條 桃子さん(FIFTYS PROJECT 代表)



講演会の後は、岩手県立大学 Voters(学生サークル)との  
**対談**、さらに**交流会**もあります。  
※詳しくは、裏面へ

# あなたは、 どんな『声』を 届けたい？

### 【講師プロフィール】

1998年生まれ。2019年、若者の投票率が80%を超えるデンマークに留学し、若い世代の政治参加を促進するNO YOUTH NO JAPANを設立。Instagramで選挙や政治、社会の発信活動（現在フォロワー約10万人）をはじめ、若者が声を届けその声が響く社会を目指して、アドボカシー活動、自治体・企業・シンクタンクとの協働などを展開中。2022年、政治分野のジェンダーギャップ解消を目指し20代・30代の地方選挙への立候補を呼びかけ一緒に支援するムーブメントFIFTYS PROJECTを行う一般社団法人NewSceneを設立。慶應義塾大学院経済学研究科修士卒。テレビ朝日大下容子のワイドスクランブル、TBSラジオ アシタノカレッジ、東京MX 堀潤モーニングフラッグ出演中。TIME誌の次世代の100人 #TIME100NEXT 2022 選出

日時：**6月23日(金)13:30~15:05** \*交流会は15:10~15:40

場所：プラザおでって3F おでってホール他 ※一部、アーカイブ配信有

定員：会場参加 80人

申込：要事前予約(先着順)

5月18日(木)10:00より受付開始 申込フォーム→

申込フォームまたは、電話にて(019-604-3303)



### ＼FIFTYS PROJECT／

政治分野のジェンダー不平等の解消を目指して、ジェンダー平等実現を目指して地方議会議員に立候補する20代・30代の女性（トランス女性を含む）やノンバイナリー、Xジェンダー等の方を増やし、横に繋ぎ、一緒に支援するムーブメントです。

詳細はこちらから→



【主催】盛岡市、もりおか女性センター 【共催】もりおか女性の会

【後援】岩手県、岩手県教育委員会、朝日新聞盛岡総局、読売新聞盛岡支局、毎日新聞盛岡支局、河北新報社、岩手日報社、盛岡タイムス社、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手、ラヂオ・もりおか、情報紙ゆうゆう、岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学、盛岡大学短期大学部

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



# 男女共同参画週間もりおか展 2023

## 【期間中のプログラム】

日時	主な内容	
6月23日(金)	開会式	13:30~13:40 主催者挨拶
	講演会	13:40~15:05 *アーカイブ配信 7/5(水)~19(水) 演題「若い世代を政治の場へ ~ジェンダー平等実現を目指す FIFTYS PROJECT の取り組み~」
	対談	能條桃子さん×岩手県立大学 Voters メンバー
	交流会	15:10~15:40 テーマ「わたしと政治のつながり 次は投票に行こうと思った今こそ、政治の話がタブーな 時代をわたしたちで終わりにしよう！」 会場 プラザおでって3階 大会議室 定員 30人 内容 若者・女性の政治参画を推進するためにはできることは? ワールドカフェ形式で様々な年代の方と意見交換をし、活動のヒントを探ります。
6月23日(金)~29日(木)	常設展	パネル展示・DVD 上映 会場 プラザおでって5階 もりおか女性センター 内容 男女共同参画社会基本法パネル/なるほどジェンダーパネル/男女共同参画週間関連図書/男女共同参画関連 DVD 上映/令和4年度もりおか女性センター事業紹介

**Gender Equality 妖怪's**  
(R4年度 もりおか女性塾修了生)  
による企画展示もあります。

## ＼せっかくだから・・・関連用語解説／

### 🔍男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の公布・施行日(1999年)にちなんで毎年6月23日~29日までの一週間を『男女共同参画週間』とし、国が中心となり関係機関が協力し、全国的に様々な啓発事業を実施しています。同週間は「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深める」ことを趣旨としています。

もりおか女性センターもこの週間に連動した啓発イベントを毎年実施しています。

### 🔍政治分野における男女共同参画推進法

平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者数の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどとしています。

## 【お問い合わせ先】

### もりおか女性センター

〒020-0871

盛岡市中ノ橋通 1-1-10 プラザおでって 5F

TEL:019-604-3303 Email:[mjc@sankaku-npo.jp](mailto:mjc@sankaku-npo.jp)

